

著作権ライセンス契約の対価

弁護士 高藤 真人

要 約

著作物には、イラスト、写真、楽曲、書籍、映画、ソフトウェアなど、様々なものがあり、個人の日常生活はもちろん、ビジネスにおいても、様々な場面で著作物の利用が行われている。他人の著作物を利用しようとする場合には、著作権法上の権利制限規定（著作権法第30条以下。著作権者の許諾なく著作物を利用できる場合を定めた規定）が適用されるのでなければ、著作権を譲り受けるか、又は著作権のライセンスを受ける必要がある。著作権ライセンス契約では、著作物の利用可能な範囲を定めるとともに、対価の有無等のライセンスの条件を定める。対価については、無償の場合もあるが、ビジネスの場面では有償のことがほとんどであり、著作権ライセンス契約の中でも特に重要な事項である。

本稿では、著作権ライセンス契約において、重要な規定の一つである対価の定めについて、その定め方や定める際の留意点について、説明していきたい。

目次

1. はじめに
2. 著作権ライセンス契約と対価
 2. 1 著作権ライセンス契約とは
 2. 2 著作権ライセンス契約の対価
3. 対価の定め方
 3. 1 対価を定める際の観点
 - (1) 何についての対価なのかを明確にする
 - (2) 対価の額、計算方法
 - (3) 独占／非独占の別
 - (4) 支払時期
 - (5) その他
 3. 2 条項例
 - (1) 一回きりの支払いの場合
 - (2) 固定額を定期的に支払う場合
 - (3) 売上額・収益額に連動させる場合
 - (4) 一時金（最低保証金）＋売上額・収益額に連動させた対価を支払う場合
4. 関連条項
 - (1) 記録作成保管義務
 - (2) 報告義務
 - (3) 記録の閲覧等
 - (4) 損害賠償
5. まとめ

1. はじめに

著作権ライセンス契約は様々な場面で用いられている。例えば、写真をウェブサイトに掲載する際の利用許諾契約、小説を原作にして映画を製作する場合の原作小説の映画化許諾契約、ゲームに既存のキャラクターを登場させ

る場合のキャラクター使用許諾契約など様々である。場面によって、対価の定めも様々ではあるが、本稿ではなるべく一般的な内容を中心に説明する。なお、著作権ライセンス契約の対価については、対象の著作物の種類や想定している利用行為、利用期間、利用回数・頻度、相手方との交渉力の違い、業界における慣行等の様々な事情を踏まえて交渉していく必要があるため、以下で説明することがあらゆる場合に妥当するわけではなく、実際の契約交渉においては個別の事案に応じて対応していく必要がある点をご留意いただきたい。

以下では、著作権ライセンス契約において、ライセンスを付与する側の当事者を「ライセンサー」、ライセンスを受ける側の当事者を「ライセンシー」と呼称する。

2. 著作権ライセンス契約と対価

2. 1 著作権ライセンス契約とは

本稿においては、「著作権ライセンス契約」を、著作物の「利用権」（著作権法第63条第3項）を設定（著作物の利用を許諾）し、その対価を支払う旨を定めた契約であるとして説明する（出版権（同法第79条）を設定する契約も一種のライセンス契約であるが、本稿では特に取り上げて言及はしないこととする。）。

著作権ライセンス契約は、「著作物利用許諾契約」などと契約名称から明らかに分かる場合もあるが、「業務委託契約」等、一見して著作物の利用について定めているか分からないような契約の中に著作物の「利用権」の設定とその対価の支払いが定められている場合もある。さらには、イラストや写真の販売サイトのようなウェブサービス等で不特定多数の人に利用許諾をする場合は、「利用規約」という形で著作物の「利用権」の設定とその対価の支払いが定められていることもある。そのため、契約名称に関わらず、著作物の「利用権」の設定とその対価の支払いが定められている場合には本稿で説明するような事項に留意して確認していただければと思う。

なお、ここで若干の用語の整理をしておきたい。令和2年の著作権法改正により著作権法上に「利用権」という用語が定義されたが（著作権法第63条第3項）、契約実務上は、まだ「利用権」という用語が浸透しているとは言いがたく、著作権ライセンスは従前のように著作物の「利用を許諾する」という用語で定めることが多い。本稿では、いずれの表現も用いているが、両者は基本的に同じ意味内容を指すもののご理解いただきたい。

また、著作権ライセンス契約において著作物を用いることを示す文言として「利用」と「使用」の二種類がある。著作権法上は、何かを用いることを規定する際、「使用」は、「使用料」を除いて原則として有体物のみ利用を想定して用いられている一方、無体物の利用も想定される場合は「利用」が用いられている（文化庁著作権課「著作権法の一部を改正する法律（平成30年改正）について（解説）」34頁）。ただ、筆者の経験上、契約実務上は、そこまで厳密な使い分けがされていることは少ない。いずれの文言を用いるかよりも、どのような行為が著作権ライセンスの対象になっているかが当事者間で明確になっていることが重要である。また、著作権ライセンスの対価を指す用語として「使用料」が用いられることが多いが、これも著作権法における当該文言の意味内容によりその範囲が明らかになるものではなく、後述するように当該契約において何についての対価なのかを明確にしておくことが重要である。

2. 2 著作権ライセンス契約の対価

著作権法上は、「利用権」の設定に当たって、著作権使用料等の対価を支払わなければならないとする規定はなく、また、その対価の定め方についても特段の規定は設けられていない。そのため、著作権ライセンス契約において対価を定めるか否か、定めるとしてどのように定めるかは原則として当事者間の合意に委ねられている。著作権ライセンスの対価は相当程度柔軟に規定されていると思われるが、本稿では対価を定める際の観点とその主なパターンをいくつか説明していきたい。

なお、契約上、著作権ライセンスの対価として、「著作権使用料」、「印税」、「ライセンスフィー」、「ロイヤリティ」など、様々な呼称が用いられる。また、単に「本件対価」と定義している場合もある。本稿では、「著作権ライセンス（契約）の対価」と呼称する。

3. 対価の定め方

著作権ライセンス契約における対価の定め方には様々なものがある。以下では、まず対価を定める際の観点について説明し (3.1)、いくつか条項例を示したい (3.2)。

3. 1 対価を定める際の観点

(1) 何についての対価なのかを明確にする

著作権ライセンス契約における対価を定めるにあたっては、まず、何についての対価なのかを契約上で明確にすることが重要である。

著作権ライセンスの対価は、著作物に係る利用権設定（利用許諾）の対価であるから、第一に利用権の設定範囲を明確にしておく必要がある。具体的には、対象となる著作物、利用行為、地域、期間等が明記されているかを確認すべきである。ライセンサーの立場としては、追加の対価を得る機会を失わないようにするために、ライセンサーが予定している利用の範囲を確認し、可能な限り、その範囲を特定して利用権を設定するよう求めていくことになる。ライセンサーの立場からは、予定している利用範囲に即した形で利用権の範囲を可能な限り包括的に定め、追加の対価の支払いなく利用できる範囲を広く確保したいところである。

利用権の対象となる著作物が一個で、利用行為も明確に特定されている場合は対価との対応関係も分かりやすいが、利用権の対象となる著作物が包括的に定められている場合や将来発生する予定の著作物も含めて規定する場合は、支払う対価がそれらすべての著作物の利用の対価として見合ったものになっているかを確認しておく必要がある。また、利用行為の点では、「一次利用」と「二次利用」を区別した上、「一次利用」の対価だけ具体的に定め、「二次利用」の対価は別途協議して定めるとすることも多い。この場合は、「一次利用」や「二次利用」の定義の内容を確認し、それぞれに見合った対価の定めになっているかを確認しておく必要がある。

また、業務委託料など、著作権ライセンスの対価以外の対価も含めて契約対価を定める場合がある。その場合であっても、当該契約対価に著作権ライセンスの対価が含まれていることを明確にするために、「第●条の利用許諾の対価を含む。」などといった形でその旨定めておくべきである。

他方で、当該契約に下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）上の情報成果物作成委託（下請法第2条第3項。コンテンツの制作委託等）が含まれており、その成果物の著作物について受託者に著作権を留保しつつ、受託者から委託者に対する著作権ライセンスをしている場合の対価の定め方は注意が必要である。この場合、当該作成委託の対価と著作権ライセンスの対価を区別せずに規定すると、著作権ライセンスの対価も含めて下請代金として成果物の受領後60日以内に支払い切らなければならないとする親事業者の義務（下請法第2条の2、第4条第1項第2号）が及ぶ可能性がある。委託者であるライセンサーとしては、作成委託の対価とライセンスの対価に関する条項を明確に書き分け、前者の対価は全額を一定期日（成果物の受領後60日以内）までに支払い、後者の対価は別途定めるなどの対応が必要になる（公正取引委員会・中小企業庁「下請取引適正化推進講習会テキスト」（2021年11月）49頁Q64参照）。

また、著作権ライセンス契約では、著作者人格権の不行使や著作隣接権の許諾も定めていることがあるが、それらの不行使や許諾の対価も含むのか否かも明記しておくべきである。

さらに、著作物が化体したデータや媒体を提供してもらう場合にはその提供の対価を含むか否かも明確にしておくことが望ましい。

以上のように、契約に定めている対価には著作権ライセンスの対価だけでなく、様々なものの対価を含めて規定することがある。ライセンサーとしては、それらを全てカバーする観点から、著作権ライセンスの対価を含むことを明記しつつ、「その他本契約の一切の対価として…」という形で、当該契約について追加的な支払いが生じないことを明確にしておくことも考えられる。

(2) 対価の額、計算方法

著作権ライセンスの対価を定める際には、その額や計算方法を定める必要があるが、その定め方にも様々なパ

ターンがある。一回きりの支払いで終わらせる場合や固定額を定期的に支払う場合、著作物の利用に係る売上額・収益額に連動させて対価の計算方法を定める場合、さらにはそれらを併用して定める場合などがある。多くの場合、著作権ライセンス契約は、ライセンシーの収益活動のために締結されるため、売上額・収益額に連動させて対価を定める場合が多いと思われる。

対価の定め方の一つとして、契約締結時に一定金額（一時金、イニシャル・ペイメント）を支払い、その後、売上額・収益額に連動させた対価（出来高払い、ランニング・ロイヤリティ）を継続的に支払っていく方式がある。一時金は、売上額・収益額に連動させた対価とは別個の対価として定める場合もあるが、売上額・収益額に連動させた対価の前払いとして定める場合もある。後者の場合、売上額・収益額に連動させた対価が発生した際に、最初に支払った一時金をもってその支払いに充当する旨を定め、一時金の金額を超えた時点で、実際の支払いを開始することになる。対価を売上額・収益額に連動させる形で定める場合は、売上・収益が発生するまで対価を回収できないことから、ライセンサーとしては、早期に最低限の利益を確保するため、このような一時金の支払いを定めることも一つの選択肢である。

また、売上額・収益額に連動させて対価を定める場合、最低限の利益の確保という観点から、算出した対価の額が約定の最低使用料額（ミニマム・ロイヤリティ）を超えないときは当該最低使用料額を支払う旨定めることも考えられる。他方で、ライセンシーとしては、仮に最低使用料額を定めなければならないとしても、最低使用料額の規定が適用される期間を限定するなどの交渉をすることが考えられる。

さらに、売上金額×●%という形で対価を定める場合に、以下のように、売上金額等に応じて段階的に料率を変えて定めることも考えられる。

売上金額	料率
●円以下	●%
●円超から●円以下	●%
●円超	●%

対価の額、計算方法の具体的な定め方については、下記 3.2 で示す条項例を参照されたい。

（3） 独占／非独占の別

対価の額については、設定された利用権の範囲を中心に様々な事情を考慮して定められるが、当該利用権が「独占的」なものか否かも対価の額に影響し得る事情の一つである。すなわち、「独占的」なライセンスであれば、対価の額は非独占的な場合に比べて高く設定される傾向がある。

有体物の賃貸借契約の場合は、契約の目的物である有体物について、賃借人以外の第三者の利用は当該有体物を賃借人が占有することで物理的に排除できるが、著作権ライセンス契約における著作物のように、契約の目的物が無体物の場合には、ライセンシーが当該目的物を利用していても、第三者の利用は物理的には可能である。そのため、ライセンシーが当該目的物を独占的に利用したいという場合には、著作権ライセンスが「独占的」なものであることを契約上で定めておく必要がある。そして、当該著作権ライセンスが独占的なものである場合は、ライセンシーは競合する者がいない中でビジネスを行い、利益を上げることができるため、その著作権ライセンスの対価も高く設定されることが多いのである。

なお、「独占的」の意味内容については若干留意が必要である。一般的には、ライセンシー以外の第三者に別途重複するライセンスを出さないことをライセンサーに義務づけることをいうが、これに加えてライセンサー自身の著作物利用についても制限する合意を含むことも多い。特にライセンサー自身の著作物利用がどこまで許容されるのかは、「独占的に許諾する」という文言だけでは明らかでない場合が多いため、明確に定めることが望ましい。

また、「独占的」なライセンスの場合は基本的にライセンシーに当該著作物の使用収益を委ねることになるため、ライセンサーとしては、当該著作物の制作に要した費用を回収するという観点から上記（2）の一時金の定めや最低使用料額の定めを入れることも考えられる。

(4) 支払時期

支払時期については、一回きりの支払いであれば特定の支払期日を定めることで足りる。定期的な支払いの場合は、毎月、四半期毎、毎年など、予定されている著作物の利用行為の内容や頻度等に応じて設定される。対価の額を売上額・収益額に連動させている場合は、その計算作業に必要な期間も考慮して支払時期を定める必要がある。

特に対価の支払いを定期的な支払いとしている長期的な契約において生じる問題であるが、一回の支払額が僅少になる場合があり、ライセンシーとしては、その支払いに係る事務作業や手数料を考えると、支払額が一定額に達するまで支払いを留保した方がよい場合がある。このような場合が想定されるときは、定期的な支払いを原則としつつも、支払額が一定額に達するまで支払いを留保でき、一定額に達した時点でまとめて支払う旨を定めることを検討したいところである。

(5) その他

以上のほか、契約に定める対価の額に、消費税等の税金が含まれるか否かも明確にしておく必要がある。

また、国際的な取引においては、支払通貨や為替レートをどうするかを明確に決めておくことも重要である。

その他、対象著作物が音楽の著作物の場合によく問題になるが、対象著作物の著作権が著作権等管理事業法上の著作権等管理事業者（著作権を集中管理している団体。例えば、音楽の著作物を管理している著作権等管理事業者として一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）や株式会社 NexTone がある。）に管理委託されているか否かは事前に確認が必要である。すなわち、対象著作物の著作権が著作権等管理事業者に管理委託されている場合は、事前に管理委託されている権利の範囲、当該著作権等管理事業者の管理委託契約約款や使用料規程等の各種規程類を確認し、著作権等管理事業者との間で著作権ライセンス契約を締結すれば足りるのか否か、使用料額等を確認しておく必要がある。対価の関係でいえば、著作権等管理事業者に管理委託されている部分と著作権者が自己管理している部分にまたがって著作権ライセンスを取得しなければならない場合は、ライセンシーにおいては二重払いや払い過ぎが生じないように留意が必要である。

3.2 条項例

上記 3.1 の観点を踏まえて、参考までにいくつか条項例を示す。

(1) 一回きりの支払いの場合

一回きりの支払いで済ませる場合の条項例である。なお、このパターンの著作権ライセンス契約を「買取り」と表現されることがあるが、著作権が譲渡されているわけではないため、注意が必要である。

第●条（対価及び支払方法）

ライセンシーは、ライセンサーに対し、第●条の利用許諾の対価として、金●●円（税別）を●年●月●日までにライセンサーが別途指定する口座に振込む方法により支払う。なお、振込手数料はライセンシーの負担とする。

(2) 固定額を定期的に支払う場合

固定額を定期的に支払う場合の条項例である。ライセンス対象の利用行為が継続的に行われることが想定されるものの、当該利用行為によって直接利益が生じるわけではない場合などに用いることが考えられる。

第●条（対価及び支払方法）

ライセンシーは、ライセンサーに対し、第●条の利用許諾の対価として、毎月末日に金●●円（税別）を、ライセンサーが別途指定する口座に振込む方法により支払う。なお、振込手数料はライセンシーの負担とする。

(3) 売上額・収益額に連動させる場合

売上額・収益額に連動させる場合の条項例である。この条項例では著作物を商品化して販売するライセンス契約を想定している。

第●条（対価及び支払方法）

1. ライセンシーは、ライセンサーに対し、第●条の利用許諾の対価（以下「利用許諾料」という。）として、以下の計算式により算出される金額（税別）を支払う。

$$\text{利用許諾料} = \text{税抜希望小売価格} \times \text{出荷数量} \times \text{●}\%$$

2. ライセンシーは、前項に定める利用許諾料を、毎月末日締め翌々月末日（末日が銀行営業日でない場合は翌営業日）限りで、ライセンサーが別途指定する口座に振込む方法により支払うものとする。なお、振込手数料はライセンシーの負担とする。

3. いかなる理由においても、ライセンサーは、ライセンシーから受領した利用許諾料をライセンシーに対して返還する義務を負わないものとする。

第1項の「出荷数量」の部分は、製造数量や販売数量を基準とする場合、返品数量を控除する場合など、いくつかバリエーションがある。どの数量を基準にするかによって対価の額や支払いのタイミングが変わってくるが、ライセンシーとしては、これらの数字について下記4.の記録作成保管義務や報告義務が課せられているか否か、計算事務の煩雑さ等も考慮して交渉していく必要がある。

また、ライセンサーとしては、最低限の利益を確保するため、以下のように最低使用料額（ミニマム・ロイヤリティ）を定めることも考えられる。

ただし、当月分の利用許諾料の額が金●●円（税別）に満たない場合、同月の利用許諾料は金●●円（税別）とする。

さらに、第1項の計算式は以下の計算式のように売上金額から諸経費を控除した額に料率を乗じる形で定めることもある。

$$\text{利用許諾料} = (\text{売上金額} - \text{諸経費}) \times \text{●}\%$$

対価を算出する際の基礎となる「売上金額」や「諸経費」の内容・範囲は明確に定めておくことが重要である。特に「諸経費」については、控除できる費用の範囲を明確に定めなければ、様々な費用を「諸経費」として控除されてしまうおそれがある。ライセンサーとしては、そのようなリスクを回避するという観点から「売上金額×●%」のように諸経費の控除を計算式に含めない形で計算式を定め、それに応じた料率を設定することも考えたいところである。「諸経費」の控除を定めるとしても、「諸経費」として控除できる費目を特定して定めたり、控除できる費用の額に上限を設けるなどの手当をすることも考えられる。他方で、ライセンシーとしては、控除する費目を特定するとしても、当事者間で別途合意した費用も控除できると定めるなど、事後的に対応可能なようにしておくことが考えられる。

なお、上記条項例では、第3項に支払済みの利用許諾料の不返還条項を規定している。本条項例に限る話ではないが、ライセンス契約においては様々な理由で対価の返還を求められる場合が想定されるため、あらかじめその返還に係る紛争を回避する趣旨でこのような条項を設けることがある。

（4） 一時金（最低保証金）+売上額・収益額に連動させた対価を支払う場合

売上額・収益額に連動させて対価を定めつつ、一時金（最低保証金）の支払いを定める場合の条項例である。

第●条（対価及び支払方法）

1. ライセンシーは、ライセンサーに対し、本契約締結日の翌月末日までに、最低保証金として金●●円（税別）を、ライセンサーが別途指定する口座に振込む方法により支払う。なお、振込手数料はライセンシーの負担とする。

2. ライセンシーは、ライセンサーに対し、第●条の利用許諾の対価（以下「利用許諾料」という。）として、以下の計算式により算出される金額（税別）を支払う。

$$\text{利用許諾料} = \text{税抜希望小売価格} \times \text{出荷数量} \times \text{●}\%$$

3. ライセンシーは、前項に定める利用許諾料を、毎月末日締め翌々月末日（末日が銀行営業日でない場合は翌営業日）限りで、ライセンサーが別途指定する口座に振込む方法により支払うものとする。なお、振込手数料はライセンシーの負担とする。

4. 前項にかかわらず、第2項により算出される利用許諾料の総額が第1項の最低保証金の額に達するまでは、当該最低保証金を

もって毎月分の利用許諾料の支払に充当するものとし、ライセンシーは当該充分についての利用許諾料の支払いを要しないものとする。

4. 関連条項

ここまで著作権ライセンスの対価の定め方について説明してきたが、著作権ライセンスの対価と関連性の高い他の条項についても触れておきたい。

(1) 記録作成保管義務

著作権ライセンスの対価を著作物の利用により得られた売上額・収益額に連動させる形で定める場合、ライセンサーとしては、計算の前提となる売上額や諸経費等の数字をライセンシーに正しく記録させ、何かあった場合に対価の計算が正確であることを確認できるようにしておくことが望ましい。そこで、それらの記録義務と当該記録の保管義務を定めることが考えられる。記録対象は、対価の額を算出するための計算式に用いる数字であり、売上額やその算出根拠となる数字（当該著作物を使用した商品の出荷数等）、各経費の額などである。また、ライセンサーとしては、事後的に計算の誤り等が判明した場合も想定して、契約終了後も数年間は、ライセンシーに記録の保管を義務付けておくことが考えられる。

以下、一例である。

第●条（記録作成保管義務）

ライセンシーは、本契約期間中、第●条の売上金額、出荷数量その他ライセンサーが別途指定する情報について、正確な記録を作成し、本契約終了後も●年間保管しなければならない。

(2) 報告義務

上記(1)の条項に基づき記録させた売上金額等の数字については、対価の支払いに先立って当該支払いに係る記録内容を報告させる義務を課すことが通常である。例えば、月単位で対価を支払うこととされている場合は、毎月末日を締日として、当該月における売上金額及び対価の額を翌月●日までに報告させるといった条項が考えられる。

また、報告内容の正確性を担保させるために、違約金条項を定めることも考えられる。

以下、一例である。

第●条（報告義務）

1. ライセンシーは、ライセンサーに対し、毎月末日を締切日とし、当該月における売上金額及び利用許諾料を、締切日の属する月の翌月●日までに、書面により報告するものとする。
2. 前項の報告に係る書面の内容に真実と異なる記載があると判明した場合、ライセンシーはライセンサーに対し、金●●円を違約金として直ちに支払わなければならない。

(3) 記録の閲覧等

上記(2)の条項に基づく報告内容に疑義がある場合に、上記(1)の記録の調査、閲覧及び謄写を行うことができることを定めておくことが考えられる。

もっとも、ライセンシー側としては、これにいつでも対応しなければならないとするのは負担であることから、記録の閲覧等が行える場面上記(2)の報告内容が不正確であるという合理的な疑いが生じた場合などに限定するよう求めることが考えられる。また、ライセンサーに不必要な情報にアクセスされないように、閲覧等を可能とする情報の範囲についても制限をかけておきたいところである。

この閲覧等にかかった費用は、原則閲覧等を行うライセンサーの負担とし、記録内容が不正確であることが判明した場合はライセンシーの負担とする旨定めることが考えられる。

以下、一例である。

第●条（記録の閲覧等）

第●条第●項の報告に係る書面の正確性に合理的な疑いがあるとライセンサーが判断した場合、ライセンサー又はライセンサーの代理人は、●日前までにライセンシーに書面により通知した上で、ライセンシーの通常の営業時間内に、当該報告の基礎となった記録の閲覧及び謄写をすることができ、ライセンシーはこれに協力するものとする。万一、当該報告に係る書面の内容に真実と異なる記載があると判明した場合、本条の記録の閲覧及び謄写のために要した費用は、ライセンシーが全額負担するものとし、ライセンシーは、ライセンサーにより請求がなされた日から●日以内に当該費用をライセンサーに支払うものとする。

（４） 損害賠償

損害賠償の上限額が対価の●か月分と設定されることがある。そのため、そのような上限額の設定がされている場合は、対価の定めを修正する際、当該上限額の規定への影響も意識しておく必要がある。

5. まとめ

以上、本稿では、著作権ライセンス契約の対価の定め方について一般的な内容を中心に説明した。

冒頭でも付言したように、著作権ライセンス契約の対価については、対象の著作物の種類や想定している利用行為、利用期間、利用回数・頻度、相手方との交渉力の違い、業界における慣行等の様々な事情を踏まえて交渉していく必要がある。そのため、個別の事案に応じて適切な内容になるよう、必要に応じて弁護士等の専門家に相談することもご検討していただければ幸いである。

（参考文献）

本文中に掲げたもののほか、以下のとおりである。

- (1) 小坂準記 編著『ライセンス契約書作成のポイント』（中央経済社、2020年）
- (2) 長谷川俊明 編著『ライセンス契約の基本と書式』（中央経済社、2017年）
- (3) 吉川達夫、森下賢樹、飯田浩司『ライセンス契約のすべて 基礎編 ビジネスリスクの法的マネジメント 改訂版（改正民法対応）』（第一法規、2020年）
- (4) 吉川達夫、森下賢樹『ライセンス契約のすべて 実務応用編 交渉から契約締結までのリスクマネジメント 改訂版（改正民法対応）』（第一法規、2020年）
- (5) 山下和則、藤川義人『知財ライセンス契約の法律相談〔改訂版〕』（青林書院、2011年）

（原稿受領 2023.5.31）